

特別養護老人ホーム ほっとハウス

重要事項説明書

令和7年6月1日 現在

1 指定介護老人福祉施設ほっとハウスの概要

(1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホームほっとハウス
所在地	青森県八戸市大字尻内町字熊ノ沢 35 番 2 敷地面積 10,831 m ² 鉄筋コンクリート造平屋建て 建物延面積 3,013 m ²
電話番号	0178-70-1818
FAX番号	0178-70-1658
事業所番号	0270302227

(2) 設備の概要

		面積		部屋数			面積	部屋数
定員		70 人		70 室	医務室		11.00 m ²	1 室
居室	個室A	既存棟	16.0 m ²	36 室	介護職員室		30.04 m ²	1 室
	個室A	増床棟	11.84 m ²	20 室	看護職員室		22.55 m ²	1 室
	個室B	18.74 m ²		12 室	介護・看護室		15.45 m ²	1 室
	個室C	19.40 m ² ※シャワー室、ミニキッチンを設置		2 室	食堂・談話室	既存棟	37.20 m ²	5 室
						増床棟	44.96 m ²	2 室
浴室	一般浴室	15.40 m ²		1 室	食堂兼機能訓練室		171.44 m ²	1 室
	特別浴室	既存棟	24.25 m ²	1 室	居宅介護支援事業所		11.90 m ²	1 室
		増床棟	24.06 m ²		ヘルパーステーション		10.75 m ²	1 室
	個浴	8.10 m ²		5 室	相談室兼面会室		15.4 m ²	1 室
洗濯室		30.00 m ²			事務室		28.00 m ²	1 室
多目的ホール		152.13 m ²		1 室	ヘアースalon		12.52 m ²	1 室
デイ相談室		11.90 m ²		1 室				
デイ静養室		30.30 m ²		1 室				

(3) 施設の職員体制 ※兼務従業者は、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護におけるサービスを提供する。

職種	人数	業務内容
医師	1 名	医療・保健衛生に係わる業務
管理者	1 名	介護老人福祉施設・短期入所生活介護の介護従事者及び業務の管理、総務、経理、庶務全般
介護支援専門員	1 名	介護計画の作成・管理、日常生活の相談・指導業務
生活相談員	1 名	日常生活の相談業務
介護職員及び看護職員の総数	24 人以上	生活全般に関する業務
看護職員	3 名以上	医療・保健衛生に係る業務
機能訓練指導員	1 名	機能訓練に関する業務
栄養士	1 名以上	献立・栄養指導に関する業務

2 運営の方針

- (1) 施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、サービス提供する。
- (2) 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮しておこなう。
- (3) サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。
- (4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をおこなわない。
- (5) 自らサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

3 サービスの内容

事項	備考
食事	食事時間〔朝食 7:30・昼食 12:00・夕食 18:00〕(希望により変更可) 利用者の嗜好に配慮したメニューを提供しています。 その日の気分や体調により食事する場所を選択することが出来ます。
入浴	週 2 回入浴していただきます。(希望により変更可)
生活相談	生活相談員に、日常生活に関することなどについて相談できます。
介護	日常生活全般において実施いたします。
健康管理	月 2 回嘱託医の往診があります。その他必要に応じ専門医に相談できます。 また、年 1 回定期健康診断を行います。
その他	手芸、レクリエーション、書道、音楽、その他行事・訪問等あります。

4 サービス利用に当たっての留意事項

事項	備考
面会	面会時間は 9:00 から 17:30 までです。来所の際は、面会票へ必要事項を記入してください。
面会者の宿泊	面会者が宿泊する場合は、事前にお申し出ください。(食事、寝具貸与は別途徴収)
外出・外泊	外出・外泊の際は、外出・外泊届へ必要事項を記入してください。
飲酒	医師の指示がある方等のご遠慮いただく場合があります。
喫煙	原則、敷地内は禁煙となっております。
貴重品の管理	各種被保険者証をお預かりします。
所持品の持ち込み	ご家庭で使用していた家具等のご持参いただいても結構です。
嗜好品(食べ物等)の持ち込み	面会者の差し入れは、面会簿へご記入をお願い致します。 (生もの、飴、もち、ご自宅で調理した食品等の差し入れは御遠慮いただいております。)
その他	本書の内容が、制度改正等により一部変更になった際には、別紙にて説明し同意をいただくこととします。

5 利用料

(1) 利用料

① 介護福祉施設サービス費 (ユニット型個室)

	介護報酬基準額		介護保険適用時の一日当たりの自己負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護度 1	個室	6,700 円	670 円	1,340 円	2,010 円
要介護度 2	個室	7,400 円	740 円	1,480 円	2,220 円
要介護度 3	個室	8,150 円	815 円	1,630 円	2,445 円
要介護度 4	個室	8,860 円	886 円	1,772 円	2,658 円
要介護度 5	個室	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円

②付加サービスの利用料

加算項目	加算要件	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	認知症高齢者の入所が一定割合以上である場合。 痰吸引や経管栄養等を必要とする方が一定割合以上である場合。入所者数に対し一定割合以上の介護福祉士を配置している場合。	46 円	92 円	138 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	常勤の看護師を1名以上配置した場合。	4 円	8 円	12 円
看護体制加算（Ⅱ）イ	入所定員が51名以上であり、看護職員の数が規定する看護職員の数に1を加えた数以上の場合。 看護職員により24時間の連絡体制を確保している場合。	8 円	16 円	24 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	入所定員が51名以上であり、夜勤を行う職員の数が、規定する夜勤を行う職員の数に1を加えた数以上の場合。	18 円	36 円	54 円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ	夜勤職員配置加算Ⅱを算定しており、夜勤時間帯を通じ、看護職員又は喀痰吸引等業務の登録証の交付を受けている介護職員を1名以上配置していること。	21 円	42 円	63 円
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を必要数配置し、入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントが行う事。また、その計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する事。	11 円	22 円	33 円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報また、疾病の状況について厚生労働省に提出する事。	50 円/月	100 円/月	150 円/月
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、個別に計画を立て、計画的に機能訓練を行っている場合。	12 円	24 円	36 円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算Ⅰを算定しており、その計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する事。	20 円/月	40 円/月	60 円/月
排泄支援加算（Ⅰ）	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減の見込みについて多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した評価を行う。評価結果を厚生労働省に提出した場合	10 円/月	20 円/月	30 円/月
排泄支援加算（Ⅱ）	施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない場合	15 円/月	30 円/月	45 円/月
排泄支援加算（Ⅲ）	施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。又、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなった場合。	20 円/月	40 円/月	60 円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入所者の褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、管理している場合	3 円/月	6 円/月	9 円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。	13 円/月	26 円/月	36 円/月
初期加算	入所した日から起算して30日の期間について、入院・外泊を除き加算。（30日を越える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様）	30 円	60 円	90 円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者を置き、安全対策に組織的に取り組む体制を整備している。入所時に1回算定する。	20 円	40 円	60 円

経口維持加算（Ⅰ）	経口より食事を摂取する者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合。 多職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための計画を作成している場合。	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月
退所時情報提供加算	退所後の医療機関に対して心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。1 回に限り算定	250 円/月	500 円/月	750 円/月
退所時栄養連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関などに対して栄養管理に対する情報を提供した場合。1 月に 1 回を限度とする。	70 円/回	140 円/回	210 円/回
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。再入所した場合に、1 回に限り算定。	200 円/回	400 円/回	600 円/回
外泊時費用加算	入院・外泊は 1 月につき最大 6 日を限度として加算されます。 併せて、居住費も 6 日を限度として徴収致します。 但し、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。	246 円	492 円	738 円
療養食加算	糖尿病食等特別栄養管理が必要と認められる場合。	18 円	36 円	54 円
看取り介護体制加算（Ⅰ）	重度化の対応のもと、終末期の入所者について、本人または代理人等の同意を得ながら看取り介護を行った場合。	死亡日 45 日前～31 日前	72 円	144 円
		死亡日以前 4～30 日前	144 円	288 円
		死亡日の前日・前々日	680 円	1,360 円
		死亡日	1,280 円	2,560 円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数の 14.0%を加算			

③居住費・食費 但し、特定入居者は基準費用額（食費 1,730 円、ユニット型個室 2,260 円）とし、利用者の負担段階により、次のように特定負担限度額が設定される。

利用者負担段階	利用者負担額（1 日あたり）	
	居住費	食費
基準費用額（第 4 段階）	限度額の設定無く 2,260 円	限度額の設定無く 1,800 円
第 3 段階 ②	1,370 円	1,360 円
第 3 段階 ①	1,370 円	650 円
第 2 段階	880 円	390 円
第 1 段階	880 円	300 円

※利用者負担段階の決定は、お住まいの市町村で行います。

④その他の費用

項目	料金	備考
クラブ費	実費	個人保管の作品材料費
個室C	140 円/日	個室Aより面積 3.4 m ² 広い
個室B	100 円/日	個室Aより面積 2.74 m ² 広い
理美容代	実費	予約制にて、月に 2 回実施日あり
※1：面会者宿泊費 (個室A・B)	3,000 円/日	寝具のレンタル
※1：面会者宿泊費 (個室C)	4,000 円/日	寝具のレンタル・居室内のシャワー室使用可
その他、嗜好によるもの	実費	ご自身の希望によるもの、希望により購入したもの

※1 は、介護認定を受けている方はご利用になれませんのでご了承ください。

(2) 利用料金の支払方法

①指定口座への振込み、または、現金でのお支払い

毎月 15 日までに前月分の請求書を発行させていただきますので、14 日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

《 振込先 》

指定銀行	支店名	口座名	指定口座番号
青森みちのく銀行 (旧みちのく銀行)	八戸駅前支店	特別養護老人ホーム ほっとハウス 理事長 大寫 泰雅	普通 2019236
青森みちのく銀行 (旧青森銀行)	八戸西支店	社会福祉法人 友の会 理事長 大寫 泰雅	普通 1072784
青い森信用金庫	八戸駅通支店	社会福祉法人 友の会 理事長 大寫 泰雅	普通 0061518

②口座からの自動引落

毎月 20 日にご指定の口座から引落を致します。

引落ができなかった場合は、振込みまたは、現金でのお支払いとなります。

事前に口座引落の契約手続きが必要です。

(3) 運営状況の公表

ご要望に応じて事業計画及び運営状況の閲覧が出来ます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

入所申し込みをいただき、空床が生じた際お電話でお知らせ致します。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合
- ②要介護区分が、非該当（自立）・要支援・要介護1・要介護2と判定された場合
- ③サービス利用料金を2ヶ月以上滞納した場合で、督促通知を発行しても尚、支払いを怠った場合
- ④ご契約者様が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物等を傷つけ、または著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤利用者または利用者のご家族による職員へのハラスメント（精神的暴力・身体的暴力・セクシャルハラスメント等）また、過度な要望など著しい迷惑行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい場合
- ⑥長期の入院（3ヶ月以上）が見込まれる場合。又は医師が施設での生活が困難と判断した場合。

◆介護現場におけるハラスメントの定義

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避し危害を免れたケースを含む）

例) ○物をなげつける ○蹴られる ○手を払いのけられる ○服を引きちぎられる	○たたかれる ○手をひっかく ○つねる ○水等をかける	○首を絞める ○杖などを振り回す ○唾を吐く 等
---	--------------------------------------	-----------------------------------

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例) ○大声を発する ○サービスの状況をのぞき見する ○怒鳴る ○脅す（言葉・凶器等） ○威圧的な態度で文句を言い続ける ○「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する	○特定の職員に対し嫌がらせをする ○家族が利用者の発言をうのみにし理不尽な要求をする ○通常のサービス以外の要求をする 等
---	--

3) セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の欲求等、性的ないやがらせ行為

例) ○必要もなく手や腕をさわる ○抱きしめる ○卑猥な言動を繰り返す 等

4) その他、ハラスメントとして該当すると認めた行為

(3) その他

①入院した際の空床は、短期入所生活介護事業で居室及びベッドを使用させていただきます。

7 プライバシーに関する対応

(1) 施設及び全ての職員は、サービスを提供する上で知り得た、利用者およびご家族についての情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

(2) 原則として身元引受人の方に対しては、ご希望の際にはサービス提供記録を開示致します。

(3) 利用者に適切なサービスが提供されるよう下記のような場合、連携するサービス事業所間で、利用者・ご家族の情報を共有することがありますので同意をお願いします。

①サービス担当者会議等において必要な場合

②連絡調整のために必要な場合

③サービス提供中、急変あるいは怪我等で受診される場合

8 サービスに関する留意事項

事業所の設備、器具について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価をお支払い頂きます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに、主治医、嘱託医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

①常勤医師の配置はありません。嘱託医と協力病院と連携し、24時間連絡体制を確保しています。

②急変者発見時は、意識の有無・状態を確認し看護師へ連絡する。ユニット職員、介護職員室、夜間は当直者へ応援要請する。

③看護師は、状態確認し嘱託医へ電話連絡し指示を仰ぐ。場合により嘱託医の判断で協力医療機関に搬送する。

嘱託医 (配置医)	病院名	八戸城北病院		
	住所	青森県八戸市石堂1丁目14-14	電話番号	0178-20-2222
	氏名	香取 文隆		

※介護老人福祉施設は、配置医師が決まっています。当該配置医師の専門外にわたるものでなければ配置医師が診療することと致します。

サービス内容に関する苦情

(1) 施設の利用者相談・苦情窓口

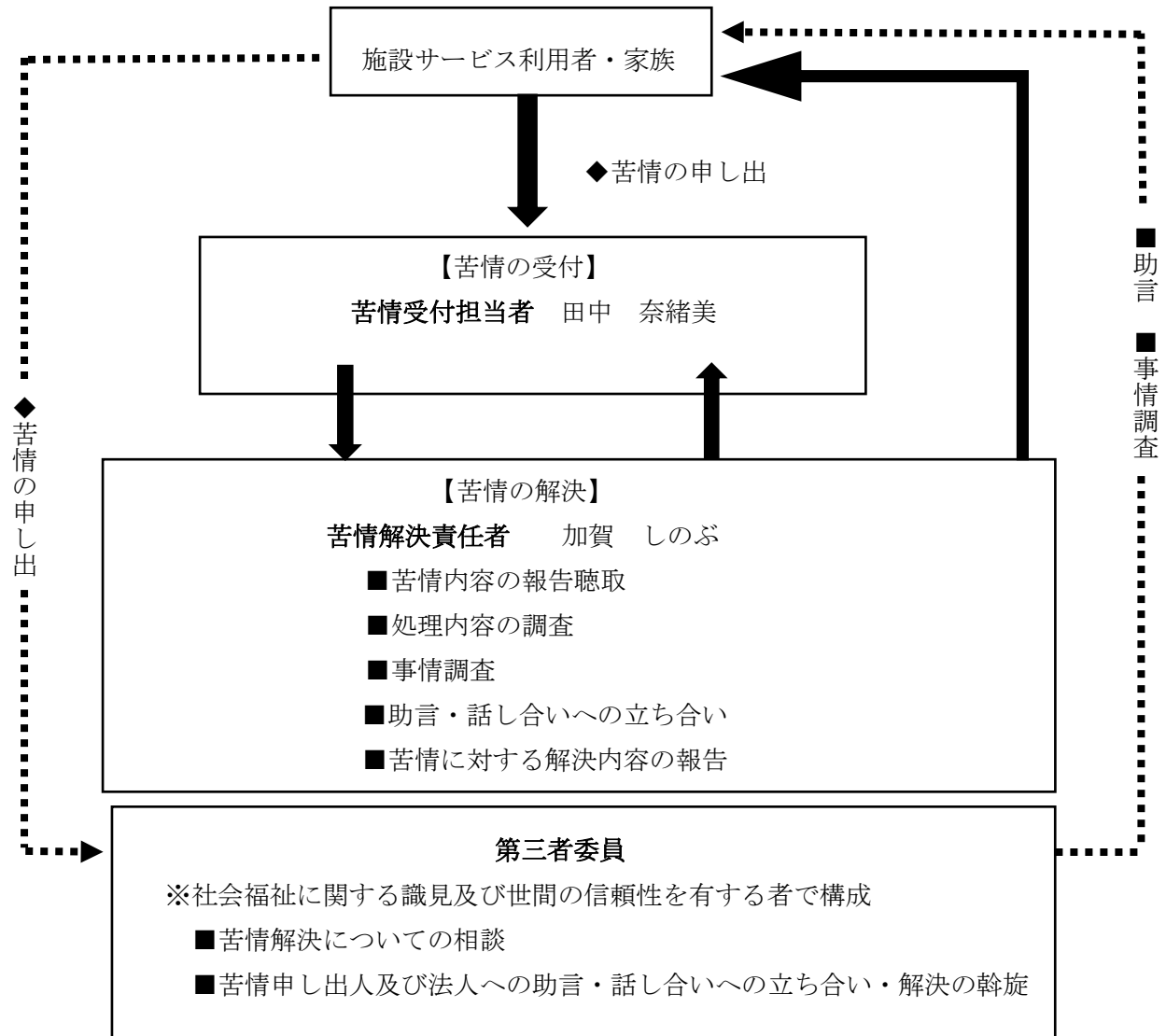
苦情解決責任者：加賀 しのぶ

苦情受付担当者：田中 奈緒美

電 話：0178-70-1818／FAX. 0178-70-1658

受 付 日 時：年中無休

(2) 苦情発生から解決までの流れ（・施設相談へ ———・第3者委員へ …… ）



※話し合いにおいて、第3者委員の立会いを希望される際は、その旨もお申し付け下さい。

《 第三者委員 》

・小関 勉 ：090-6789-0339

・小泉 紀之：090-7066-3433

・前田 由美：090-9635-5565

(3) その他

当施設以外に、お住まいの市町村または、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口や青森県適正化委員会等に苦情を申し出る事ができます。

八戸市介護保険課 ：0178-43-9292

青森県国民健康保険団体連合会：017-723-1336

青森県運営適正委員会 ：017-731-3039

13 非常災害対策

防災時の対応	自動通報装置により、消防署・全職員・災害協力隊へ連絡します。
防災設備	防火扉・消火栓・消火器を設置しております。
防災訓練	年2回以上の訓練を実施し、年1回消防署の検証をお願いしています。
防火管理者	防火管理者資格を有する職員を防火管理者として任命しています。

年 月 日

事業者から介護老人福祉施設への入所にあたり、本書面により重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
	(代筆者名)	(続柄)

ご家族	住所	
	氏名	
	続柄	

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明致しました。

事業所	所在地	青森県八戸市大字尻内町字熊ノ沢 35 番 2
	名称	特別養護老人ホーム ほっとハウス
	説明者氏名	田中 奈緒美